

BPO 報告

Broadcasting Ethics & Program
Improvement Organization

年次報告会特集号

NO.122

2013.4.25

放送倫理・番組向上機構

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町1-1千代田放送会館7階
TEL. (03) 5212-7320 (事務局代表) FAX. (03) 5212-7330
〈視聴者対応専用電話〉(03) 5212-7333 <http://www.bpo.gr.jp>

放送倫理・番組向上機構[BPO]は、3月4日に東京・千代田区の千代田放送会館で2012年度年次報告会を開催しました。72社113人の参加者がありました。フリーアナウンサーの小島奈津子さんの司会で3つの委員会の3人の委員長に2012年度の委員会活動を振り返ってもらうとともに、各委員会の新しい委員の紹介も行われました。3委員長の話を中心に特集号としてまとめました。

- | | | | |
|---------------------|-----------------|-------|----|
| ●青少年委員会の活動を振り返って | BPO青少年委員会委員長 | 汐見 稔幸 | 1 |
| ●放送人権委員会の活動を振り返って | BPO放送人権委員会委員長 | 三宅 弘 | 10 |
| ●放送倫理検証委員会の活動を振り返って | BPO放送倫理検証委員会委員長 | 川端 和治 | 17 |
| ●新しい委員からの挨拶 | | | 24 |

青少年委員会の活動を振り返って

BPO青少年委員会委員長 汐見 稔幸

○汐見委員長 これから、この1年青少年委員会がどういう活動をしてきたのかについて、いろいろお話することになりますが、その前に青少年委員会の会の持ち方について、2012年度より少し改めたということだけ、最初にご報告させていただきます。

従来ですと、視聴者意見というものがたくさん寄せられて、それをひとつの素材にしながら番組を検討していきますが、その際、結果として特に問題にすることはなかったのではないかという番組と、結果として少しその作り方その他についてもう一回意見を聞きたいというような、少し引っかかりを残す番組とがあまり区別されないまま議論されていて、BPO報告にそのまま番組名がみな出てしまうということがありました。そのため、制作しておられる側のほうが余計な懸念をするということも起こりうるということが判明いたしました。そこで今年度からはそこを区別するように配

慮いたしました。いろいろな番組を自由に「討論」する時には、もちろん議論そのものはフリーにやるわけですが、特に問題にする必要がない場合については、

BPO報告には番組名を出さない、「討論」はするけれども、問題なしという場合にはその番組名は特に出さないということにしました。

その中で、これはきちんと例えば局側と意見交換をする必要があると判断され実際に意見交換したり、こちらから質問状を出して回答をしてもらったものについても一度議論したり、という形でやる番組については、「審議」をするというふうにして、審議対象の番組とそうでない番組につ



いて形式的にきちんと区別するというものを行うようにいたしました。

その結果、審議対象の場合は、ほとんどの場合は番組名も局名も出るようになりますけれども、その内容については丁寧にBPO報告その他で視聴者に見ていただくような形にするという、そういうことになったことを最初にご報告させていただきます。

○司会 それでは、まずは2012年度の活動から伺います。審議事案として番組担当者との意見交換を行った番組が3番組ありました。7月に2局2番組、1月の委員会で1番組、計3番組です。

意見交換『ポケモンスマッシュ!』

○司会 まず7月の委員会で意見交換を行った審議事案は、テレビ東京『ポケモンスマッシュ!』です。視聴者からの「ゴムパッチン、洗濯バサミなどによる罰ゲームは人気の子ども番組だけに行うべきではない」という意見を受け、番組の制作責任者及び編成責任者と企画意図などについて、意見交換を行いました。

どのような意見交換だったのでしょうか。お願いいたします。

○夕見委員長 これは、話し合いをしたのですが、少し制作側の考え、意図、その他をきちっと聞いた上でもう一回判断しようという形の審議事項にさせていただいたケースです。問題になったのは、視聴者から非常に危惧の念が多かった例えば、ゴムパッチンという罰ゲームのようなやり方です。口にゴムをくわえて、どこかでパチンと離されて、出演者が痛がるのを笑うというものなんですけれども、以前にも視聴者から強い批判があって、「子どもたちが学校で真似して、いじめの時のひとつのやり方になってしまう可能性がある」というような批判がありまして、そういう形で笑いを取るという以外に方法はなかったのかというようなことについては、かつてから問題になりました。青少年委員会ではこの問題への「見解」などを以前

にもだしています。

今回もそのことを念頭に置いていただいていると思うのですが、制作の過程ではいじめになるという印象を与えないという工夫だとか、それから子どもたちが真似をしにくいような工夫をすることか、それから出演者に苦痛を与えるということを強調しないような配慮をすることか、というふうに作ったという説明がありました。

それに対して委員会としては、この問題については引き続き安易にこういう形で罰ゲームを与えるというような番組作りということについて考えていただきたいという意見を伝えたわけです。理由は、例えば、悪役が登場して悪役が懲らしめられる、罰を受ける、そういうシーンであれば見ている側は子どもたちであったとして、悪役は懲らしめられるのは当然だと思いますから、それを日常生活で模倣するという行為はそんなに起こらないと考えられます。子どもたちは文脈にそって理解するわけですが、罰ゲームのような形になりますと、別に悪いことをしたわけではないのですね。うまくできなかった、あるいは負けてしまったというようなことにすぎないわけで、そういうときにも罰を与える。しかも、その罰が受けている人が非常に恐怖を感じるだとか、苦痛を感じるとかという、そういう形の罰というものを楽しみのもとに与えてしまう。そういう笑いのとり方というのでしょうか、これは、悪いものが懲らしめられているということ、ちょっと意味が違うのではないかということです。いじめのことが社会問題になっているときに子どもたちが模倣する可能性が高いモデルを提供しない配慮がほしいということですね。

それから、人に恐怖を与えたり不安を与えているのを視聴者が見て笑う、というような笑いのとり方ですね。笑いのとり方はいろいろあっていいと思うのですが、こうした、人をある意味いじめてそこであたふたする姿を笑うというのがテレビでは当たり前なのだという風潮ができるようになることに委員会として懸念を抱いていると

ということです。バラエティー番組が、最後に出演者に恐怖を与えて、それを視聴者が皆見て笑うというような、そういう形にあちこちでなる、それが日本人の笑いのとり方なんだということが常態化してしまう、そういうことについて、委員会としては危惧を持っているということです。

笑うということはとても大事なことで、人々に恐怖を与え、そしてそれを視聴者が複雑な思いを持ちながらも笑っているという、そういう図式に乗っ取った笑いというのでしょうか、それしかないのか、ここでは結論は出しませんが、もう一回ちょっと考えていただきたいということを申し上げたわけです。

[BPO報告 116号]

意見交換『今日感テレビ』

○司会 同じ7月の委員会では、RKB毎日放送『今日感テレビ』8月20日放送分について、こちらは局から回答書の提出を求め審議をしました。これは人気アイドルグループ5人の少女が芸能活動をやめたことを伝えたコーナーで、5人の実名報道を行い、さらに未確認のネット情報を伝えたことに対して、RKB毎日放送に書面での回答を要請したものです。回答を求めた点は3点です。

まず、制作現場でのコミュニケーションのあり方について。2番目、ネット情報の取り扱いについて。3番目は未成年者の報道についてです。お願いいたします。

○汐見委員長 これは、これからもこういうことが起こりうる可能性があるということで、ある意味典型的な事例のひとつかもしれないということで審議対象にさせていただいたケースです。人気アイドルグループをやめた元タレントさんが、地元で未成年にもかかわらず、タバコを吸うというような、そういうことをやっているということがネットで流されたということで、それを自分たちで取材した上で報道したわけじゃなくて、スポーツ新聞の内容を紹介するという形で報道してし

まったわけです。裏を取っていたわけではなく、ネット情報に安易にのっかったということと、未成年であるにも関わらず実名を使ってしまったということ、いくつか問題が重なって出てきたケースです。

●制作現場でのコミュニケーションのあり方

委員会としては3つの論点を設定しました。ひとつはその制作現場でこのことはチェックされなかったのかということです。それに対して、質問を出した回答では、「ディレクターは放送前日にプロデューサーと打ち合わせし、『スポーツ紙報道の引用でいく』ことを決めましたが、その時点で、出所不明の噂話である“ネット情報”が拡散していることを知り、この情報が放送されてはならないと考えました。そこで出演者からこの件についての問い合わせがある場合に備えて、台本上にそのネット情報を『参考まで』として記載し、男女リポーターとの打ち合わせでは、『飲酒・喫煙について問われたときは、『ネットで出てはいるが、噂ですからね』と、否定してください』と指示しました。』しかし、「芸能コーナー冒頭の『振り』を担当する男性リポーターはこれを正しく理解していましたが、話題を展開する担当の女性リポーターは正確に理解せず、その結果、放送してはならない情報が放送される結果を招きました。」と説明をしています。

もしこれが事実だとしたら、ほんとに時間がない中で報道しなければいけない、しかも、他のスポーツ新聞だとか一般紙に書いてある記事を紹介するという形を今後もとるとすると、こういう問題がこれからも頻繁に起こりうるのではないかと考えられるわけです。それに対しては、局の今後の方針ですが、「台本には、放送しない情報は原則として付加しない。」「放送に使用しない参考情報を共有する際は、『どこまで放送にのせるか』を明確にし、相互に確認する。『あうんの呼吸』は不可とする。」「出所不明の“ネット情報”は、事実確認できない限り放送には使用しない。『～という噂

もネット上に流れています』という表現も不可とする」など、かなりきちんとした改善策が寄せられましたので、これはぜひやっていただきたいということになりました。

●ネット情報の取り扱い

それから、ふたつ目として、ネット情報をテレビあるいはラジオで扱う場合の注意点というものを、どう自覚されておられるのかということについて質問いたしました。

回答には、一方で、ネット情報というのは玉石混交で流言飛語も入っているということがわかっている、しかし自らの身分を明示し責任ある立場で提示されている情報もあり、ただちに信用することはできないにしても、極めて有用な情報につながるものも含まれている。したがって、ネット情報すべてを排除することは難しいという回答が届きました。

確かにそうだと思いますが、大切なことは、玉石混交のネット情報をどう峻別し、取捨選択するかです。それについては、ネット情報については様々なルートから裏を取り、それらすべてを照合して事実確認をして報道に至る手順を適用いたします、事実確認できないネット情報については以後放送には使わないという回答が寄せられました。これはぜひそのとおりにしていただきたいということで、私たちは了承いたしました。

●未成年者の報道

3つ目は、未成年の人間に対する実名報道の問題でした。これについては、微妙な立場にいる人だということで、こういう回答が寄せられています。

「芸能人をはじめいわゆる有名人については、一般の人々では許されないプライバシーに関わる報道もある程度許容される、という考えに基づいて、スポーツ紙の芸能面、テレビの芸能コーナーなどは制作されています。有名人でなくなった場合の報道には、慎重な検討が必要であり、未成年者の場合はさらに格段の配慮が必要です。その上

で今回のケースを考えれば、『突然グループを脱退した』という第一報については実名・写真は許容されるのではないのでしょうか。もちろん時間が経過して高校生、中学生としての生活に戻った時点では、一般の未成年者同様にプライバシーは保護されるべきと考えます。」

たしかにこれは非常に微妙な問題で、昨日まであるグループに属していてやめた、その人の報道を今日やる時に、何か特に事件があった場合は、特にそうなるんでしょうけども、その事件に関わった人間として報道する時に実名を使うことが許されるのかどうかということですね。一日後だからまだいいのではないかとか、一週間ぐらいまでならいいのではないかとというようなことが当然議論になります。もし原則として、この間まで有名なタレントであった人がやめたがまだ未成年だった場合に、ある期間内の実名報道はしかたがないということが原則になりますと、その期間をどの程度にするかということが議論のテーマになってまいります。しかしそうすると、未成年者の人権が法的には守られているにも関わらず、マスコミでは必ずしも守られていないということが起こりえるわけです。

したがって、どうしても実名で報道しなければしかたがないことがある場合は別としまして、タレントであったとしても未成年者の人権を守るということについては、もう少し局としては原則をはっきりさせていただきたい、そういうことを私たちの要望としてお伝えした次第です。以上がこの件についての委員会の議論内容です。

[BPO報告 116号]

■昼のドラマ『幸せの時間』 委員長談話を発表

○司会　そして、1月の委員会では、昼間の連続ドラマ、東海テレビの『幸せの時間』について、意見交換がされました。このドラマについては、放送直後から「性的描写が過激である」。「子どもが

見る可能性もある」との視聴者の意見が多数寄せられました。『幸せの時間』については1月の臨時委員会で意見交換がされたのち、1月、2月の2回の委員会で審議が行われました。これはどのような意見交換及び審議がされたのでしょうか。引き続きお願いいたします。

○夕見委員長 東海テレビの『幸せの時間』については今、いろいろなところで今も取り上げられているので、まだ湯気が立っているようなテーマかもしれないかもしれませんが、去年の11月から始まって12月末に終わる連続の昼間のドラマでした。しかし、最初の7回目までだと思いますが、昼間の時間帯のドラマとしては異例の激しいあからさまな性行為の場面が出てくるということで、多数の視聴者から批判意見をいただきました。また中学生の子どもが出てきて、その子どもに性行為を迫るというような場面があり、それをにおわせるようなスカートを下ろすシーンとかが実際に出てきたりとかということで、いくつかの視点から問題にしなければいけない番組内容になっていたわけです。局にも相当な意見が届いたと聞いていますけれども、BPOの委員会に対しても、ちょっと今までにはない異例な数の批判意見が届きました。

途中、8回目から局側がいろいろ批判を受けて、番組の内容を変えたために、以降はそれほど過激な性的なシーンとかはあまり出てこなくなったために、私たちとしては一応番組が終わるまで、その全体を見せていただいて、改めてこの番組についてきちんと話し合い、局から意見を聞かなければいけないと判断するかどうか等を討論いたしました。

そして、12月の委員会で、やはりこれは審議対象にしなければいけないということで、1月に臨時の委員会を開かせていただきました。その際に、東海テレビ側に来ていただき、いくつかの論点の説明を受けました。その説明に書かれていたことを簡単に紹介させていただきます。

——ストーリー展開上、登場する女性たちの心情や葛藤、そして様々な愛の形を表現するにあたっ



て、性的な描写は伴っておりますが、それらは人間の欲望、嫉妬、孤独感といった、心の揺れを表現するために必要と判断いたしました。また、このドラマでは、番組全体を通じて、家族とは何か、絆とは何か、幸せとは何かを視聴者に問いかけることを最大のテーマにしております。そのため、ごく普通の家族がもしかすると抱えている秘密、あるいはごく身近で起こるかもしれない問題をリアルに表現することが不可欠であり、その一要素として性の描写も必要と考えました。——

このように、この番組のテーマが人間のいろいろな側面をできるだけリアルに暴きだしたいということで、そのためには性的に過激な表現というのが、番組上必要であるというふうに判断したという説明でした。

——さらに、社内におけるチェック体制に関して申し上げますと、まず考査において、台本上放送に適さないセリフ及び表現のチェックをし、性的描写、暴力シーンに関して、演出上の注意喚起を行っております。そして、実際の制作現場においては、すべての工程に局のプロデューサーが立ち合い、最終判断を下しております。完成後、放送素材とともに仕上げ用DVDでは制作局長と、東京制作部長、および編成局に納品チェックされ放送にいたりします。今回の『幸せの時間』も同様な過程を経ております。——

以上が番組の企画意図と放送に至る経過ということで、きちんとそうやってチェックはした。チェックをした上でああいう番組を作ったのだと

いう報告を受けたわけですが。

性的に過激な場面についてはどう思うかについては、「登場人物それぞれの設定上の性表現を行いました。またその表現方法と映像は、作品全体を総合的に見て、弊社の放送基準にのっとったものであるとの認識の上で制作をいたしました」ということで、社内の放送基準に背馳する内容にはなっていないということにも言及されました。

それでは、途中でなぜ違うトーンの内容にしたのかということについて聞いたわけですが、それについては、「制作の意図やドラマで描きたいことが伝わらない状況になってしまうことは、プロデューサーとして避けなければいけないと思い、制作局編成で協議をして第8回の放送から改変を決めた次第である」という趣旨の説明を受けたわけですが。

●意見交換論点① 地上波の公共性

この内容は事前に委員会に文書で届いていましたので、それに基づいて委員会としていくつか質問をぶつけました。例えば、しかるべき料金を支払ってみる映画や、有料課金チャンネルと、自宅にいて誰もが自由に無料で視聴できる地上波放送では、同じ放送と言っても求められる公共性は異なると考えられるが、その点、東海テレビでは地上波の公共性についてはどのように認識されているか、ということも聞きました。それに対して、いつでも誰でもが視聴できる環境にある地上波の放送制作上で、それに伴う責任を認識して制作にあたるのは当然の責務と考えています、という一般的な考え方はいただいたのですが、今回の場合、12月の末まで放送は続くわけですから、冬休みに入って、子どもたちが見るということも十分考えられる。しかも、期末試験の時にあたりますから、中学生、高校生が昼間家にいることも十分予想される。かぜ、インフルエンザが流行って、子どもたちが休むということもありうる。とすると、この時間帯に、ああした番組を流すと、地上波の公共性ということと背馳するのではないかと

ということについて質問したのですが、十分納得ある説明はいただけなかったように思います。

●意見交換論点② 性的表現と東海テレビの放送基準について

それから、私たちは性的表現についての東海テレビの放送基準についてもお伺いしたのですが、回答としては、光と影を含めた人間の本質を描こうという姿勢は変わらない。その中で描かれるシーンは当然放送基準に沿ったものと認識している。トータルとして、きちんとした作品を作ってきたつもりだ、というような回答でして、必ずしも私たちが聞いたこととかみ合った内容ではなくて、一般的な回答だったというふうな印象を受けました。

それから、いただいた説明の中に、しばしば全体として見ていただきたいというふうないい方をされて、個々の表現がはみ出ていたとしても、全体としてその作品の意図が通じていればいいのではないかと、というような説明を受けたのですが、それに対して、個々の表現が問われているのではないかと、ということも改めて質問しました。

それに対しては、ひとつひとつのシーンはドラマを作っていく上で必然性と必要性があって、ドラマ全体の流れのなかで持つ意味合いが視聴者にどのように受け止められるかを判断して作成した。したがって、全体をご覧になっていただければ、個別のシーンも視聴者にご理解いただけるものと考えました、というような回答でした。

委員会では、例えば、道路を走っているのに、あちこちでスピード違反で走ったが、結果として、時間と距離を測ったら制限速度の中で走ったことになっているからそれでいいのではないかと、という論理は通じますか、というような質問もしたのですが、その時も、全体がよければ少しはみ出るのは仕方がないのではないかと、という趣旨のご意見だったものですから、それ以上はその時は議論はしませんでしたけど、そういう回答がいくつかありました。

●意見交換論点③ 放送時間帯について

それから、放送時間帯についてですが、子どもたちがまだ見るという可能性があるのではないかとということに対しては、確かに病気で休まれているお子さんがいることはあるかもしれないが、この時間帯に子どもたちが見ている確率は5%程度で、だからといって配慮が必要ないとは考えていないが、24時間すべて放送基準に照らし合わせて、青少年に対する配慮を念頭に番組作りを行うことは基本スタンスだというふうに回答されました。この時間、子どもたちが見ている確率は5%程度だからということで、それほど気にしなかったということだと思います。

それから、女子中学生の性的行為のシーンについても、原作者の意図をリアルに届けたいと思って演出をしたが、そこに至る当人の心情を前後で綿密に描いて制作放送しているつもりだという説明でした。しかし、視聴者からは、いろいろな意見が出たので変更させていただいたというふうな回答でした。

私どもは相当細かく何月何日のこのシーンはなぜ必要だったのかというようなことをひとつずつ聞いていきました。それについても全体として受け止めていただきたいというような回答が多くて、委員会としては残念だけれども、私たちが問うている地上波の公共性、あるいは、放送基準に照らしてやはりこれは少し逸脱しているのではないかと、さらには時間帯を考えた場合に、あまりにも配慮が足りなかったのではないかと、等について、十分な回答が得られなかったと判断しました。1月18日段階です。

そこで、そのあと、委員会の中で議論を少し繰り返して、論点を整理し、改めて次の3点について回答をいただきたい、私どもは前回の意見交換の中では十分納得はできていないという文書を局にお送りしました。これが私たちの「受け止め」というふうに言っている文書です。その文書の中ではやはり地上波の公共性に対する認識というものが充分じゃなかったのではないかとということも含

めて、3点回答していただきたいということを要請いたしました。

1点目は、話し合いの時、私たち意見をいろいろ出しましたけども、それを含めて社で持ちかえった後に、社内でどのような議論が行われたのか、その様子をきちんと知らせてほしいということ。

2点目は、明らかに途中で自分たちで変更しているということは、こういうやり方では視聴者の支持を得られないということが、途中で納得されたのだと思うのだが、今後こういう形の番組を安易に作ってしまわないためにどういう再発防止策を講じたのかについて説明いただきたい。

そして、3番目に、地上波の公共性ということについて、東海テレビとしてどういうふうに認識されているのかということについてご説明いただきたい。この3つについて、改めての私たちの受け止め、それから今後に向けての東海テレビへの要請という形で提出しました。

●東海テレビからの報告書

それに対して、2月の青少年委員会開催の直前に、東海テレビから大変丁寧な回答が届きました。その回答書を私ども丁寧に読ませていただいたのですが、危惧していた内容については、基本的に1月の時の意見交換会に比べて、はるかに深刻に受け止めてくださっているということがよく伝わってくる内容でした。今回はもうこれ以上は特に問題にする必要はないだろうけれども、この問題については私たちとしても大変重い受け止めをしているということについて、改めて私たちの考えを伝えたいということで、今回はちょっと異例ではありますが、委員長談話という形で私の意見を伝えて、今回はこれでおさめたいというふうに確認しました。

すでに「受け止め」という形で文書を伝えた時に私たちの考えを伝えていきますので、もう一回私たちの考えを出すというのは、屋上屋を重ねる形になりますから、もう少し一般的な形で、一般の視聴者にも伝わるような談話を採用させていただ

たということであり、お手元に配付されている東海テレビ『幸せの時間』に関する委員長談話という文書です。これを少し読ませていただきます。

●委員長談話

昨年の11月に始まった東海テレビ制作の連続ドラマ『幸せの時間』については、放送開始直後から、昼間の番組であるにもかかわらずその性的描写が過激であるとの批判が視聴者意見として多数寄せられました。

BPO青少年委員会では、子どもが視聴する可能性のある時間帯の放送であったこともあり、本番組を委員全員で視聴し、討論した結果、審議すべきであるとの判断にいたりました。そして、2013年1月の臨時委員会で東海テレビの制作責任者等関係者と意見交換を行いました。しかし、この意見交換会当日の局側の意見では、十分に納得のいく説明がされていないと判断せざるをえませんでした。そこで、その内容を「青少年委員会の受けとめ」という文書でBPO報告等に掲載し、東海テレビに対しては改めて「今後に向けて」とする要請を行いました。

この文書で私たちは3つのことについて改めて回答を要請しました。それは(1)青少年委員会で提示した委員会の意見を受けて、社内でのような議論と検討が行われたかを示してほしい、(2)今後このような問題を繰り返さないために、どのような体制やシステムを構築するか、再発防止策を示してほしい、(3)地上波の公共性に対する局側の認識を示してほしい——この3点でした。それに対して、2月の委員会の直前に東海テレビから「ご報告」という文書が届きました。この文書を委員会で精査しましたが、報告では上記3点について誠実に回答されていますし、1月の意見交換の時よりも、問題の本質を把握しようとする姿勢と問題点の自覚、今後の再発防止策の提示、公共性の責務への自覚などの点で明らかな深化を示している

判断できるものでした。その点で、東海テレビ側の今回の対応を評価したいと考えます。

私たちが今回の事例で最も重視した論点は、テレビというメディアの持つ公共的責任ということでした。東海テレビの「報告」にも「制作現場に地上波の公共性についての認識が十分に共有されていなかったことは否めません」と書かれていますが、このことは今後、各局とも強く自覚していただきたいと思っています。

テレビ・ラジオの公共性ということには、誰もが見、聴く可能性があることへの配慮が大事という意味あいがあることはもちろんですが、それ以上に大事なものは、テレビ・ラジオの番組内容が国民の教養形成に与える影響の大きさです。公共というのは、すべての人々に関わるということで、公共の責任とは“公共善”の実現への責任ということを意味します。誰にとってもそれが善であるというあり方を求める責任が公共責任で、その自覚が公共意識です。

テレビやラジオは、いまやネットの世界とともに、国民の教養形成の最重要のメディアです。教養とはcommon senseつまり人間に共通の感覚のことで、何にこそ感動し何にこそ怒るべきかという国民共通のセンスのことです。今回の『幸せの時間』のようなシーンが昼間堂々と流されることで、視聴率競争の激しい文脈の中では、これが標準パターンとして是認されていくということを、私たちは懸念しました。外国人は、これが日本人の教養だと認知していく可能性があることも含めて、こうした教養形成の問題に制作側がどれだけ自覚的であったのかということを問題にしたのです。番組の制作者側はそうした“公共善”の実現の仕事をしているという自覚をこれからも是非持っていただきたいというのが、今回の事例に対する委員会の基本的要望です。

その点について、東海テレビ側はきちんと対応すると明言しています。その姿勢を多としたのですが、これを現場の制作スタッフだけの問

題ではなく、局全体の問題として取り組んでくださることを強く願っています。

また、今回の番組に対しては東海テレビに視聴者から多くの苦情が届いていること、番組審議会、そして局の第三者機関である「オンブズ東海」でも厳しい意見が出たと聞いています。今後、これらの機関を積極的・有機的に活用して、きちんと自律的な番組づくりを心がけてほしいと願っています。

以上です。これは私の個人的な意見で、もちろん委員会全体の意見でもあるのですが、改めて「公共善」なんていう言葉を使わせていただきました。「公共善」というのはあまり日本では使われることはないんですが、政治学では基本的なタームの一つだと思っています。英語で申しますと「コモンウェルス」で、その翻訳語と考えてくださったらいいと思います、あるいは「コモングズ」。訳し方としては「公共の利益」とか「公共の福祉」と訳すこともあります。「共通善」と「公共善」の違いとかが学問的には議論されることはあるのですが、要するに、それにかかわるすべての人が最も共通に、「これは価値がある、これはいいことだ」というふうに認識する中身なんです。

ヨーロッパなどでは、市民というのは、自分たちが属している共同体がどうあればみんながほんとに幸せになるのかということ絶えず議論し、そのために行動する責務を背負っていると教育されます、それがシチズンの責務だということです。それは、人間は一人では幸せになれない。皆が属している共同体コミュニティが、みんなの福祉を実現するものになり、そして感動すべきものに感動し怒るべきものに怒る、そういう深い教養というものを皆が共有している、そういう中でこそ人間は幸せになれるんだということから導かれた、社会と個人を結びつける論理ですね。「何にこそ感動し、何にこそ怒るか、何を笑い合うか」などということの内実を作っていくというのは実はマスコミの責任だと思うんですね。現場にいて視聴

率競争その他をやらなきゃいけない中で「自分たちの作っている番組がほんとに公共の善にどう貢献していくのか」ということをいちいち考えることは、できないかもしれませんが。ただ客観的に見た場合には、「公共性」と私たち言っている中には、そういう願いが込められているんだということやせひ受け止めていただきたいというのが、今回の私の談話であります。そういう形でこの問題についてはひとまず決着をつけたいというふうに考えております。 [BPO報告 120号]

●震災報道について再度のお願い

もう一つ、震災報道について「再度のお願い」という文書がお手元にあると思います。これはほぼ1年前、昨年3月の2日に記者会見の形でお願いしたことで、またこの3度目の3・11がもうすぐ来ますけれども。あの史上稀にみる大震災の3・11を忘れないために、そしてそこからどう新しい社会を創造すべきなのか、もう一回考えようという番組を各局は作られると思うのですが、その際の震災そのものの伝え方に配慮していただきたいということです。

放映されるシーンを見て体が動かなくなったり、精神的に追い詰められてしまうような子どもたちはまだたくさんいるわけです。番組を作るときには、例えば、これは、「見ていてちょっと子どもがおかしいなと思ったときには、できるだけ見せないようにしてほしい」というような番組への注意等を促した上で、でもやっぱり、必要なことは伝え続けていただきたいということで、「番組づくりに対してそうした配慮をお願いしたい」ということを昨年申し上げました。

これはことしも全く変わっていません。まもなく3・11がまいります、年次報告会がちょうどこの3・11の前に行われましたので、この際もう一度このことについては、改めて報道関係の会社の皆さんにお願いしたいということで、読んでいただきたいと思って配っていただきました、よろしくお願いいたします。

放送人権委員会の活動を振り返って

BPO放送人権委員会委員長 三宅 弘

○三宅委員長 本年度から放送人権委員会の委員長を務めております。委員は2006年の4月からですのでこの3月末で丸7年目ということになりました。今までの決定例のほぼ半分強は経験をしてきたというところです。だいたい頭の中に決定例がいろいろとインプットされているという状況にあります。人権委員会は名誉毀損等にかかわるものから、最近では放送倫理の問題まで踏み込んで判断をするということになりましたので、きょうは、私どもの悩みも皆さまにお伝えできればと考えております、よろしくお祈りいたします。

○司会 それではまず今年度の放送人権委員会の活動からお伺いいたします。2011年度の人権委員会は意見決定に至った事案は0件でしたが、2012年度はすでに委員会決定を公表した事案が1件、仲介斡旋解決事案が1件および現在4件の事案を審理中です。人権委員会の審理事案が増えたことについては、どのようにお考えでしょうか。

○三宅委員長 今、4件抱えています、1回の委員会でもかなり集中的に議論してまして、午後4時ぐらいから8時ぐらいまで毎回やっているという状態です。だんだん申立人の代理人に弁護士がついて詳細な書面が来る事件が増えていて、当事者が簡便に申し立てるといった状況ではなくなってきたわけですね。

ちょうど昨年度の人権委員会決定0件ということですが、今までの委員会での決定や審議の進め方についてBPOの広報を中心に、キー局と準キー局の担当者の方々のヒアリングをさせていただきまして、その中で、私どもの委員会の審議の進め方とそれから決定書の書き方等も工夫をしよう、分かりやすくしようというような話をしていたわけですが。

その中のひとつとして、申立書をホームページ

でダウンロードしてなおかつそこにパソコンで入力すれば簡単に申立てが出来る。もちろん申立書は郵送で送っていただきますけれども、申立て自体が弁護士を



代理に頼まなくても本人で出来るような形にしたというのは、件数が増えた一つのきっかけになったのではないかなと思います。

昨年度は、大震災のあとで、震災報道にやはり釘付けになって、みんな自分の報道の名誉毀損とかプライバシー侵害というところまではなかなか思いが至らなかったのではないかなと思ったりもしてましたけれども。今は完全にその状況を脱して、実にさまざまな申立てが、来てるというふうに感じています。

「無許可スナック摘発報道への申立て」に関する委員会決定～勧告～

○司会 まず、人権委員会の決定1件はテレビ神奈川の「無許可スナック摘発報道への申立て」に関して出されています。これはテレビ神奈川が2012年4月、神奈川県警による無許可営業のスナック摘発と女性経営者の逮捕を現場で取材し、夜の『tvkNEWS930』で、ニュースとして実名・年齢・住所と共に放送したことに対し、この女性と家族から「軽微な罰金刑にもかかわらず顔のアップ映像や実名、自宅の住所などまで放送したのはプライバシーの侵害である」などとして申し立てられた事案です。委員会の判断とそのポイントをご説

明ください。

●委員会の判断とそのポイント

プライバシー、名誉等の権利侵害なし

○三宅委員長 はい。「無許可スナック摘発報道への申立て」、について「勧告」という、これはかなり重い、「見解」よりも重い結論になっております。

今、概要は説明されましたけれども、ちょっと分かりやすい表現で、決定文を少しいろいろ工夫をして書いてるところの一つなのですが、一応「私」という表現で申立ての核心部分を表現しようというふうなくだりにしました。若干読ませていただきます。

「私は確かに風営法に違反する無許可営業をしていました。とはいえ現行犯逮捕の後に受けた罰は略式命令による罰金50万円だけ、それなのに大犯罪でも犯したかのごとくに実名、住所をはじめアップを含む私の映像を何度も放送したのはひどすぎます。インターネットでも映像がさらされ、いまだに精神的打撃から立ち直れません。お店の再開も困難です。こんな放送は許せません」。それがご本人の申立てですね。先ほど申しましたように申立書も詳しい法律論が書かれているわけではなくて、この程度のものをまず申し立ててもらおうというところから審議が始まります。

これに対して事前にテレビ局側と交渉していたかどうかということになりますけれども、「なかなかそここのところではうまく交渉がいかなかった」というご本人のご不満もありました。それでBPOへの申立てに至るわけですが、申立てをされると、正式にテレビ局側のほうから答弁を出していただいて、それに対して申立人のほうから改めてもう一度反論をしていただいて、それに対してもう一度再答弁をしていただくというやりとりをいたします。

2回の書面のやりとりの後に、委員会ではその書面のやりとりを見まして事務方で争点も整理していただいて、「この放送についてはどのような

争点があるのか」という争点を明記します。その争点を明記して質問事項を双方に送ると、それがヒアリングの前までの準備段階です。今言いましたような手続きを昨年1年かけて、「こういうルールでやりましょう」ということでほぼ決めていましたので、「機械的」とは言えませんが、かなりスムーズに手続きが、事務方の協力も得てできるというような状態であります。

この「決定」に至る過程で申しますと、私どももやはりこのケースにおいても、「報道の自由」の観点ということをやはりちゃんと重視しなきゃいけないということで1項目を立てました。「報道の自由」の観点では「地元神奈川県内で起きた出来事をいち早く詳しく伝えることを目指すテレビ局として、局が現場での取材と県警からの正式発表を得て本事案をニュースとして選択・放送したこと自体は不当とは言えない、これはまさに報道の自由の一対応だ」ということでこの点をはっきりしております。

そこで次に私どもの作業としてどういうことをするかということですが、申立人のほうが「プライバシーの侵害」と「名誉の侵害」ということを訴えられてます。先ほど「放送倫理についてもコメントをする」と申しましたけれども、私たちの主たる任務は、「放送と人権、報道の自由とそのような人権の調整を図る」というのが主たる目的ですので、議論としては、「名誉毀損とプライバシーの侵害があるかどうか」というところをまず議論いたします。

本件につきましては、「風営法違反による現行犯逮捕が真実性そのものに争いが無いし、一定の公共性、公益性が認められるということから、報道の自由と相まって本件放送を違法に申立人のプライバシーを侵害し名誉を毀損をしたとまでは言えない」ということで、まず「権利侵害はありませんよ」という話になります。

ここで終わればかなり私どもも楽なんですけれども、この「権利侵害にはならないけれども放送倫理の問題を別途の観点から考える」ということ

が出てくるわけですね。この点は実はかなり苦慮しました。『判断ガイド2010』の中で、「放送倫理で考える基準」ということを立てました。「真実の正確性」それから、「客観性、公平・公正」それから「真実に迫る努力」「表現の適切さ」「誠実な姿勢と対応」というこの5つですが、「倫理といったときに、倫理倫理と言っても何が倫理か分からない」と言われかねないので、その考えるポイントをその「基本要領」とか「報道指針」の中からピックアップして、これを一つ基準に考えようということにしました。

ただし、この倫理の問題というのは、刑事罰とか行政罰も含めてですけれども、「何条違反」ということについて罰則が伴うようなものじゃなくて「出来る限りこうしたほうが望ましいですよ」というレベルのところから「刑事罰違反にも匹敵」するようなものまで幅広くございます。

そうすると、名誉毀損には当たらない、プライバシー侵害には当たらないということから言うと、違法なレベルのところは限りなく消されていくのですけれども。まあシロとクロの間のグレーのところですね、どの辺までのグレーを倫理違反ということでクロい刑罰違反の外側に認めるかというところが、私どもの判断の難しいところになるわけですね。検証委員会などは、まあ明らかな違反ばいものを職権で選んで判断されるというふうにお聞きしてますけれども。私どもは申立てを受けて判断をいたしますので、そこのところが非常に一件一件難しくなってくるころだろうと思います。

●放送倫理上重大な問題あり

本件においては、この放送は、放送したこと自体は、先ほど言いましたように報道の自由の観点から、しかも地域に密着したメディアの媒体として、詳しく伝えるということを目指すテレビ局としてはごくあたりまえで、放送されていいということですが、問題は「放送の仕方、映像の使い方」とかいうものをどういうふうにする

かというところにかかってくるわけですね。

その点が端的に申しますと「申立人の人権への適切な配慮を著しく欠き、過剰な制裁的・懲罰的効果を生じ申立人と家族らに精神的苦痛を与えた本件放送には、放送倫理上重大な問題がある」という表現にしております。この点でどこがポイントなのかというと、ニュースの映像が1分9秒という短いストレートニュースです。その中で女性経営者の映像が4回、合計37秒、それから氏名と自宅の住所というのがかなり鮮明に生まれて、お店が出来なくなるのはやむをえないかと思いますが、娘さんが学校に通えなくなるというような事態まで起きましたので、やはりご家族に与えたダメージというのはかなり重いというふうに、その辺は私どもも事実として考慮せざるをえない事態があったと考えております。

●新しい判断のグラデーション

そういうことから、「放送倫理上重大な問題がある」というふうに考えた次第です。この「放送倫理上の重大な問題」というのがどういうふうな位置づけになるのかということで、「新しい判断のグラデーションの適用にあたって」ということで私も委員長談話を一つ出してあります。これは先ほどご説明いたしましたアンケート、広報を中心に聴き取りをしていただいて、その中で「放送倫理違反」と「放送倫理上問題あり」というのが混在しているんじゃないか、というようなことが言われました。

従前の決定においては、当初は「放送倫理上問題あり」「問題なし」というような判断でされてるところが、途中からは「放送倫理違反」という表現も出てきているわけです。最近では「放送倫理違反」に加えて「名誉棄損やプライバシー侵害に匹敵するような重大な放送倫理違反」というような表現も出てきて、それが「放送倫理上問題あり」と「放送倫理違反」とどう違うの」と言われました。

そこで、昨年度からこの点を考えて、明確に刑罰法規のように明らかなクロと言えるようなもの



でないものも放送倫理は問題として含んでますので、そのニュアンスが「問題あり」というような表現になっていると理解しまして、一本化するなら、私どもの委員会としては「放送倫理上問題あり」という形で一本化しようということを決めました。これが新しい判断のグラデーションの適応にあたっての第二段落目です。

本件の事案は「放送倫理上重大な問題あり」ということで、しかも「勧告」という重いウエイトの位置づけになるところに位置づけて出したということでございます、それが大体の概要です。

[BPO報告 117号]

ストローク作家からの申立て ～和解合意事案～

○司会 決定の事案は今お話されたこの1件のみでしたけれども、ほかに審理入りをしましたが仲介斡旋で和解合意した事案が1件ありました。それは「ストローク作家からの申立て」事案です。これは、昨年1月のフジテレビ『情報プレゼンターとくダネ!』で放送した企画『ブーム発掘、エピソード・ゼロ(2)身近なモノが、知られざる街の芸術家編』についてストロークの作家が申立てをしたものです。

●和解合意の経緯

○三宅委員長 この申立て事案は、最終的に仲介斡旋ということで和解合意という形をとりました。局側は早い段階から、「このケースはお詫び

をしたい」ということでご本人に電話やメールでアクセスされましたけれども、申立てに至るこの芸術家である女性は、「直接局からの話だけで解決に至るとオープンにならないから、私の支援者、周りの支持者ですね、いろんな方いらっしゃいますけれども、そういう人にもなかなか弁明もできないから、ぜひ申し立ての段階ではっきりした結論を得たい」というお話で結局この件は申立てをされました。

先ほど言った手続きで争点を明確にして、双方の主張を整理してヒアリングを迎えまして、ヒアリングの当日ですね、局側は早くから「お詫びの案文もお示ししたい」ということでしたけれども、ざっくばらんなところですね、「そういう解決はありませんか」ということを委員長の私のほうからお話をしました。具体的にはその場ですぐ即答は得られませんでしたけれども、後ほど「承りましょう」ということで、ただその案文は「委員長のほうが間に立って双方の言い分を聞きながら決めてほしい」ということになりました。それで申立人の意思をヒアリングで確認した上で和解案を提示して合意に至ると、ほぼ1か月ぐらいかかりました。

和解合意の経過で、「真摯に受け止め今後の放送に生かしますという決まり文句よりも、あなたのおっしゃりたいことがキッチリ伝わるようなそういうお詫びの放送にしてもらうほうがいいんじゃないですか」というふうに言いまして、そこに最後は承諾していただいたということです。

その放送で流れた部分だけご説明しておきますが、「ここでお詫びです。1月9日の放送のストロークを紹介します。概要ですけれども、その中で本来5本で一つの組作品である椰子木の作品を、番組ではバラバラにドリンクにさして出してお客さんの反応を放送したということが、事前に明確な説明をしない撮影でストロークの作品の意図を傷つけ、視聴者にも誤解を与えたということで、配慮に欠ける演出だったということでお詫びいたします。申し訳ありませんでした」と。

これはなるほど「真摯に受け止め今後の放送に生かします」と言うよりはまあよかったということで、ご本人の承諾を得られた案件だということにします。 [BPO報告 114号]

■ 審理中の4事案

○司会 次に審理中の事案についてです。現在審理中の事案は4件あります。審理事案の前に、審理入りの意味合いについて委員長ご説明願えますか。

● 審理入り≠ただちに問題あり

○三宅委員長 はい。審理入りをすると直ちになんか悪いことをしたかのように誤解されるといけません。審理するかどうかは結構慎重に判断しまして、まず放送後3か月の間に双方で具体的な話し合いが持たれたかどうかということ。それから、例えば法人だけで申し立てられた場合に、私どもは、基本的には個人、弱者である個人の申し立てを受けるといことが基本になっています。ただ規則の中で、それがどうしてもやむをえないような事情があって法人での申し立てを受けるとい例外措置もありますので、その要件に該当するかというようなことも考えます。

該当するとして、先ほど申しましたように「名誉毀損にあたるか」とか「プライバシーにあたるか」ということをもう一度具体的にヒアリングを経て判断します。意外とヒアリングをすると、当事者の別の側面なんかが現れてきてですね、なおかつ「言い足りなかったことはあとで書面でください」と言うと、ケースによってはドッと書面が来たりしまして、ヒアリングを経て協議をすると、最初に思っていたイメージと違うようなケースも出てきます。

○司会 それでは審理入りした順にご説明してまいります。まず、「肺がん治療薬イレッサ報道への申し立て」事案です。対象となりました番組はフジテレビの『ニュースJAPAN』で、2011年10月に2

日にわたり『イレッサの真実』と題し、肺がん治療と新薬を巡る問題について、肺がん治療薬「イレッサ」のケースを取り上げて報道したものです。
○三宅委員長 はい。このケースは以前同じ局で、「イレッサ」の薬害報道を、この申立人をかなり長く肯定的にとらえて放送されたという最初のベース・基本がありました。次のこの本件にあたる場所では、少し取材をしていた当事者と申立人との間で、むしろ申立人のほうが前回と同じような放送になるのかなと思われていました。ところが、「イレッサ」にかかわる、新薬として認められてから8年の間に治験の判断をして、「イレッサ」を服用することによって、肺がん患者が2週間なり3週間で肺からがんが消えるような、そういうケースもかなり集積されているというようなところも報道した。

それが、申立人から見ると、「本件報道がイレッサの危険性を過少に評価して、有効性を過剰に強調するそういう放送内容になってる」これがその「客観性、正確性、公平性に欠ける」というご主張をされました。

それから、先ほど言ったように従前の取材と放送の経過がありまして、かなりリラックスした状態で長いことビデオカメラを回されていて、そこでのワンポイントを使われているが、なにか「自分が意図した発言内容とキッチリそぐわないようなそういう使われ方をされている」というのです。番組後にテレビの視聴者からその申し立てに対してずいぶん非難の電話があったりしたということです。「名誉とプライバシーを侵害された」ということで「謝罪と放送内容の訂正」を局側に求められたケースです。

局側のほうは、「肺がん治療に関してのさまざまな立場を伝えている、多様な意見を伝えるんだということで、客観性、正確性、公平性に欠けるところはない」ということ。また「申立人のプライバシーや名誉の侵害もない」というところで「名誉、プライバシー侵害かどうか」ということと「放送倫理上問題があるかどうか」というのが今議論

を委員会で行っているところがございます。

○司会 次に「国家試験の元試験委員からの申立て」事案です。対象となりました番組はTBSテレビの『報道特集』で、2012年2月に「国家資格の試験をめぐる不平等が？ 疑念招いた一冊の書籍」と題した特集を放送したものです。

○三宅委員長 今ご説明にありましたように、試験委員だった大学教授が就任前から自分で作っていた著作、これが過去問題の解説集なのか学術書なのかという見解の相違があるのですけれども、「試験委員としてはふさわしくない行為があった」ということで放送されました。

これに対して申立人のほうは、その放送内容を越えて「あたかも国家試験の試験問題を漏えいしたり試験委員としての職責に背く行為をしたかのように視聴者に印象づける放送になっているので、名誉と信用を毀損している」ということで謝罪と放送の訂正を求められた、放送倫理上の問題も指摘されております。

局のほうは、「試験委員だった申立人の行為が国家試験の受験生に不公平感を醸成し、公平であるべき国家試験自体への不信の念を生じさせるのではないか」という疑念を問い掛けたものであって試験問題の漏えいということは言っていない」ということで、今、委員会では判断しているところがございます。

○司会 そして3番目ですが、「大津いじめ事件報道に対する申立て」です。2012年7月5日と6日のフジテレビ『スーパーニュース』において、大津市でいじめを受けて自殺した中学生の両親が起こした民事訴訟の原告側準備書面の内容を報道した際、加害者とされる少年の実名部分にモザイク処理の施されていない映像が放送され、少年と母親が「放送によるプライバシーの侵害」を訴え、申し立てたものです。

○三宅委員長 「大津いじめ事件」は今もずっと報道され続けているところですが、このケースの申立ては加害者側からされているというところに特色があります。番組の中で裁判の原告側の

準備書面が映像でありますが、瞬間的に別の映像に変わりますから、テレビ見るだけだと、実名というかボカシ入れてないところは分からないんです、何度見てもそれはポッと書面が出てポッと消えるんです。

でも、そこで画像を止めてジッと見ると、加害者の名前が出てしまったということで、これはなかなか難しい問題ですね。画像を止めて見るとこの画像処理の技術が高まった点を、私どもはどういうふうに判断していくのかというところが、これから議論しなきゃいけないところで。議論を始めたところでまだ争点も当事者にまだ伝えておりませんが、これからそういう作業をしていくところがございます。

○司会 そして現在審理中の事案4番目は、「大阪市長選関連報道への申立て」です。これは朝日放送が2012年2月の『ABCニュース』で、2011年11月の大阪市長選について内部告発者の情報に基づき、「現職市長の支援に協力しなければ不利益があると職員を脅すようにと、市の交通労組が指示した疑いが明らかになった」と報道したものです。

○三宅委員長 これは、昼のニュースで非常に短いニュースですが、「局のスクープです」というところから始まるんです。大阪維新の会の市議会議員が内部告発をした人と双方出ていらっしゃる「労働組合としてこういうリストを作っているけれども、これは公務員の政治活動にかかわるそういう法律等に照らしていかげなものか」というようなコメントが流れていくわけです。1か月後に、市当局の調査によって、内部告発者自身によるねつ造の書面だったということが分かった。

局のほうは1か月後にそれが分かってから「ねつ造だった」という放送は流しておりますけれども、いちばん最初の「スクープです」というところの放送について、正確に訂正して放送をしているかというところではない事案。だから一連の流れの中でずっと報道しているからいいのか、それとも自信持って「スクープです」と言ったときにそれがね

つ造されたデータだとしたら、少し謝り方に工夫が要るのかどうかというところが、今問題になっているところです。

決定に付記されている「意見」「補足意見」とは

○司会 それでは、人権委員会の活動などについてご質問をいただくことにします。

○広報 それでは委員長、広報に「人権委員会の決定に付記されている意見や補足意見というのが非常にわかりづらい、どういうふうに取り扱った方がいいのか」というご意見が、いろいろな局の報道や情報番組の現場の方から質問をいただいておりますので、ご説明いただけますでしょうか。

○三宅委員長 「決定」の中に「結論」というのが出て、その結論では「放送倫理上の重大な問題がある」という結論になっているわけですが、補足意見」というのがあります、さらに「意見」というのがあるわけですね。

実は「補足意見」と「意見」というのはかなり違うんです。結論としては同じ、つまり「放送倫理上の重大な問題」という結論は同じなんです。「補足意見」のほうは、「この放送には公共性、公益性がある」という判断にしているわけですが、「意見」のほうは逆にですね、「本当に公共性、公益性があるのかと。そこをもう一度考え直さなきゃいけないんじゃないの」というような意見ですので、結論は一緒ですが理由づけがかなり違う。

「反対意見」「少数意見」というのは結論も違う。一応最高裁の判例に従ってやっているんですが、皆さんにも理解していただいているんだと思込んどりましたところ、今回そうでもなかったということがはっきりしましたので、今後はなんか注をつけるなり説明をつけるなりして、もうちょっと分かりやすく工夫をしていきたいと考えているところです。

実名で“首”のある放送にこだわって欲しい

○司会 委員長、この1年間の活動を通じてお話になりたいことございましたら、ここでお願いいたします。

○三宅委員長 冒頭にも申しましたが、「名誉毀損」「プライバシー」「肖像権の侵害」というものを中心に判断しますが、「放送倫理違反も判断をする」ということで結構微妙なケースが増えています。で、明らかに名誉毀損とかプライバシー侵害だと、先ほどのお詫びのケースもありましたけれども、もうこの放送人権委員会に来る前にですね、事前に社内の判断を得てお詫びにいらっしゃって、事前に解決するようなケースもあると聞いております。そうするとますます難しい案件ばかり来るといような状態になっております。きょうご説明しました「名誉毀損」「プライバシー」と「放送倫理」の微妙なケースを考えているという点をご理解いただきたい。

しかしですね、いちばん最初に「決定」の冒頭で申しましたけれども、「報道の自由」ということ、それからグラデーションの末尾にも書きましたけれども、「取材に当たって萎縮することのない報道」。なおかつ実名じゃないものが最近多くなっていますけれども、地区別の意見交換会なんかでも頻繁に言うのは、「安易な首なしの報道でなくて、なるべく積極的に画面まで得て放送していただく」と。

そうでないと、なんか社会全体が匿名社会になる、テレビ見ながらもう首なしが当然かのようになるとですね、お互いに固有名詞の伝わらない社会になるのではないかと非常に危惧しております。その辺ぜひですね、実名で首のある放送にこだわっていただいて、しかしなるべく放送倫理には違反しないような微妙なところを工夫していただければと思うところでございます。

放送倫理検証委員会の活動を振り返って

BPO放送倫理検証委員会委員長 川端 和治

○司会 2012年度の放送倫理検証委員会はふたつの意見書とひとつの委員長談話を出しました。日本テレビ『news every.』の「飲み水の安全性」報道に関する意見、そして、日本テレビ『芸能BANG★ザ・ゴールデン』に関する意見です。以上ふたつの意見書が公表されました。この他にフジテレビ『めざましテレビ』ココ調～無料サービスの落とし穴について～、委員長談話がホームページやBPO報告を通じて公表されました。

『news every.』の「飲み水の安全性」報道に関する意見

○司会 「飲み水の安全性」報道に関する意見ですが、これは福島第一原発の事故の影響で懸念されている水道水の安全性の問題を特集企画で検証した際、最近、宅配の水として利用者が急増しているボトルドウォーターの利用者として紹介され、「子どものためにも宅配の水のほうを選ぶ」とコメントした女性が、一般の利用客ではなく、宅配水メーカーの経営者の親族で、同社の大株主でもあったことが判明した事案です。

●委員会の判断

○川端委員長 「飲み水の安全性」報道は、宅配の水の製造販売会社の利害関係者と言っても、もう本当に会社そのものと言ってもいいくらいの近い関係にあった人にその会社が販売している宅配の水について好意的な評価を番組の中で語らせて、それがあたかも客観的な事実であるかのように報道したという事案です。そういう事案ですから、これは報道に求められる客観性、正確性、公平性、公正性といった放送倫理に違反していると判断いたしました。

●「ペットビジネス」事案後の再発防止策は機能しなかった

特に委員会で問題にしたのは、実は、約1年前、この日本テレビの報道番組の「ペットビジネス最前線」で、同じように利害関係者にその会社のサービスにつ



いて好意的な発言をさせたということで、委員会が「これは放送倫理に違反している」という意見を述べていたにもかかわらず、まったく同種の事案が繰り返されたという点です。しかも、この放送は水道水は安全であるかどうかを検証する番組の中で、「水道局は努力をしているけれども、それでもやっぱり宅配の水を選ぶ」という発言を、当の宅配の水の製造販売の会社の利害関係者に結論的な感想として語らせたという意味で問題が大きいと考えました。

先程申し上げたとおり、「ペットビジネス最前線」のときに、日本テレビでは同種の事案を繰り返さないという再発防止策をかなりしっかりと作られておりました、そのひとつが事実確認をもっときちんとしていこうということです。多くの人の目で、はなから信用せずに、あえて疑いの目をもって何度も確認するというのを報道局の内部の話し合いで確認をしております。

●「ガイドライン」「研修」の問題点

それから、「企業ユーザー取材ガイドライン」というものを策定して、取材対象企業の利害関係者を一般ユーザーとして扱ってはならないと明記し

ました。これは当然のことですけれども、そういうことにならないために、ユーザーというのは取材側が探し出すのが基本であることも明記しています。そのうえで、例外的に企業にユーザーの紹介を依頼せざるをえないようなときも、バイアスがかかっている可能性があるので、安易に依頼しないようにというガイドラインを作っているんですね。

また「報道向上プロジェクト」というのを立ち上げまして、特にここでは網羅的な研修体系を整備するというも行っていました。しかし、これらの再発防止策は結局機能していないということがこの宅配の水の事案で明らかになってしまったということです。

最初の事実確認については、ペット事案の場合、若いディレクターが非常に安易にその企業の従業員でも利用者であることには変わりはないのだから使ってもいいというふうに判断したという事案だったわけです。この宅配の水はですね、実は制作に当たったプロデューサー、統括ディレクターという人は報道番組のベテランで、しかも数々の優れた番組を作ってきた人たちであったわけで、そういう人たちが作ると、周りの人が、「あの人が作っているんだから大丈夫だろう」という、そういう根拠のない信頼をしてしまって、当然本人がチェックしていると思って、誰も何も言わなかったという事態が起こったのです。そのために、この、はなから信用せず、あえて疑いの目をもって何重にもチェックするという教訓がまったく生かされなかったわけです。

それからこの番組を作ったディレクターは、この番組限りの契約ディレクターであったために、ガイドラインについては全然知らなかったという問題もあります。その他の統括ディレクターらは、ガイドラインの存在を知っていたんですけども、全然そのガイドラインが念頭に上らない状態で番組を作っています。

研修体系も整備したはずですが、この番組については一番肝心であった中堅の制作担当者に対す

る研修だけですね、企画はされたんですけども、実行されないという状態でした。そのために、ガイドラインを作ったけれども、結局頭には残っていないということになったのではないかと思います。

また、このガイドラインは、ペットビジネスの事案のあと、報道局の幹部が策定して、それを「このガイドラインを守れ」という形で下に下ろしたわけなんですけれども、そういう下ろし方や、このいわば「べからず集」を新たに付け加えるという形の研修方法では、結局それはその番組限りで忘れ去られて、機能しないということも明らかになったと考えます。

やっぱりガイドラインというのは、なぜこのガイドラインをわざわざ作ったのかという理由のほうを、現場の制作に当たる人が自分の頭で考えて、そして「ああ、なるほど」と納得してもらわなければ意味が無いのです。報道番組が企業の宣伝に使われてしまうような結果になっては、報道番組の公正性、公平性、あるいはそこで伝えられる情報の正確性に対する視聴者の信頼が失われるから、そこは十分注意しなきゃいけないんだということをしちんと理解したうえで制作に当たるということをしないかぎり、ガイドラインが制作現場で血肉化されるということはないということが分かったと思います。

ですから、研修も「ガイドラインにこうありますよ」ということを覚えさせるという研修ではなくて、自分の頭で考えて、いろんな場面、当然ガイドラインにぴったり合う場面じゃない場合が圧倒的に多いわけですから、そういう場合に自分の頭で考えて、正しく判断できるような、そういう能力を育てる研修でなければならないし、そのためには具体的事例について、徹底的に考えさせ、お互いに討論させるという形で、それぞれが守らなければならないものを現場の制作者に内面化させなければいけないということも、この事案で明らかになったのではないかと考えております。

ですから、この事案について、意見書で他局で

もこれは研修の資料として使ってほしいということを書き添えておられますけれども、今まで放送倫理検証委員会がさまざまな具体的事例で何が問題かということを書いた意見書を発表しておりますので、ぜひそれを理解してもらおう形で研修をしていただきたいと思いますと思っています。

[BPO報告 113号]

『芸能★BANGザ・ゴールデン』に関する意見

○司会 さて、次に公表された日本テレビ『芸能★BANGザ・ゴールデン』に関する意見は、先の事例研究会でテーマとして取り上げられました。これは週刊誌や芸能ニュースなどで話題になっていた占い師が出演するかのように新聞の番組欄や番組内のスーパーで告知をしましたが、実際に出演したのは別の女性占い師だったという事案です。

●バラエティー番組の演出の限界

○川端委員長 この件は、番組の放送中から局に約200件の苦情とか抗議が殺到したという事案です。この番組では、非常に話題になっているオセロ中島と同居をしていた占い師が初めてテレビに出てきて、「真相を語りますよ」としか理解できないラ・テ欄の告知をして、同じ趣旨のCMまたぎのナレーションとか、あるいはサイドスーパーといった演出手法でずっと引っ張ったあげく、違う人が出てきたのですから、その人が出ると思ったからこそ、最後まで見ていた視聴者が、いわば“時間泥棒”にあったという感覚になって怒ったのは当然ではないかと思うんですね。

しかし、問題は、これを制作した人が、「誤解されたかもしれないけれども、最後まで見てもらえば満足してもらえらると思っていました」と、放送倫理検証委員会への報告書で述べたことなんです。あるいは「見てもらいたいという思いが強すぎて、演出が行き過ぎた」と、単なる演出の行き過ぎで

あったという、そういう捉え方をしておられるところが問題であると思われました。

もともとバラエティー番組については、放送倫理検証委員会は2009年の委員会決定で、「バラエティー番組は何でもありである。しかし、何かやる以上は確信をもって、確信犯として仕掛けを作りなさい」ということを言っていたんです。それとの関係で確信をもって視聴者を最後まで問題の占い師が出ると思わせて引っ張ったんだからいいじゃないか、それもバラエティーの手法だという考え方は、表面的に前の意見書を見れば、ありうるかもしれませんが、でも、これは娯楽番組なんです。

娯楽番組で多くの視聴者が怒り狂うようなものが成り立つわけがないと考えるのが常識的で、委員会の議論でもわれわれは結末を知っていてビデオを見るのですけれども、みんな怒ったんです。「これはいくら何でもひどい」と。「時間泥棒だ」というふうにした委員もいらっしやいました。

けれども、ある仕掛けを作って、視聴者を騙すという、そのこと自体が、抽象的にいけないっていうことはないんですね。

例えばドキュメンタリー番組のように見せかけて、実はまったくの嘘で、視聴者を騙すために作っていても、騙されたほうが、最後に「あっ、騙されたのか」と、「うん、少しおかしいと思うところあったけど信じてしまった。まあ、おもしろかったね」というふうになる、そういう騙し方は正にバラエティーの目的にかなうのです。ところが『芸能★BANG』の場合は、特定の人が必ず出ると視聴者に思わせて引っ張ったのに最後まで出なかったのですから、これはどうしようもないということになるのではないかと思います。

しかも、これは深夜番組がゴールデンウィークのゴールデンタイムに昇格した特番でしたから、視聴率が非常に問題になっていた番組のはずです。そうすると、視聴率稼ぎのために視聴者を騙して裏切り、視聴率を稼がれた他局を裏切り、そしてそういう事実を知らされてない出演者も裏

切ったと言わざるを得ないのです。そこに3重の裏切りがあると、ある意味で非常に強い意見を述べたわけです。 [BPO報告 115号]

『めざましテレビ』・ココ調～無料サービスの落とし穴～に委員長談話

○司会 意見書を公表した事案は2件でしたけれども、もうひとつ委員長談話という形でフジテレビ『めざましテレビ』・ココ調～無料サービスの落とし穴～について、ホームページ及びBPO報告にコメントを出しました。

簡単に説明をいたしますと、無料サンプルに応募したところ、化粧品会社からのセールスの電話が36分間にも及んだと報じましたが、電話はディレクターが意図的に引き延ばし、会話は無断録音だったこと、更に無料カットサービスのロケでも美容師の声を隠し録音をしていたことなどが判明した事案です。

委員会は本事案には放送倫理違反があると判断しながら、審議の対象とはしないと決定いたしました。これについて改めてお話しください。

●放送倫理違反はあった

○川端委員長 今まで委員長談話というのは2度出しているのですけれども、2度とも実は放送倫理違反はあるけれども、「これは審議の対象としません。それはこういう理由です」ということを述べた委員長談話です。最初は二重行政の問題で、問題があまりにも小さすぎるから、そのあとの自主的な是正がしっかりできていれば、それはわざわざ審議の対象として意見を言うことはしないということを申し上げたわけですが、今回のほうはもう少し放送倫理違反というのははっきりしていたのですね。

問題になったのは隠し録音ですから、これは本来、取材内容に重大性と緊急性があり、その取材目的が社会的に正当と認められる場合、これはフジテレビの局内の基準そのものですが、そ



ういうふうには各局が決めている、ごく例外的な場合にしか認められない手法であるわけですが、それをその必要がまったくないのに使っているんですね。

しかも、フジテレビ側のレポーターが電話がかかってきて「36分もかかりました」というようなことを言うのですけれども、それはこちら側が長引かせたのであって、売り込みのセールストークが長くなったわけでもなかったというような、別の放送倫理違反も認められたわけですが。

●審議の対象としなかった理由

しかし、われわれがこれを審議の対象にしないとした際に、一番考えたのは、隠し録音、あるいは隠し撮りという、いわば究極の取材方法というのは、必要のある場合には実行されるべきだ、あるいは実行する覚悟をもって制作してほしいという思いです。この事案で「隠し録音、隠し撮りはいけないよ」ということを強く打ち出すと、それが隠し録音、隠し撮りについて制約を与える部分を制作者側の意識の中で広げてしまって、本来隠し録音しなければならない必要がある場合にも、それを躊躇させてしまうのではないかということをもまず懸念したというのがあります。

そして、『無料サービスの落とし穴』で取り上げられているような、サンプルを申し込むとうるさいダイレクトメールが来たり、セールスの電話がかかってきたりするというようなこと、あるいは無料のカットに応じると、自分の思っていなかったようなカットをされてしまうというようなこと

自体は存在しているので、ここでそういう手法で取り上げられた事実がまったくないのに捏造されたわけではないということがあります。一方、フジテレビのほうでは、隠し録音を放送されたことを知った会社からの苦情を受けて、直ちにすぐく丁寧な調査をして、隠し録音であったということを確認すると、すぐに化粧品会社に行って謝罪し、化粧品会社でも「結構です」ということになったんですね。その裏には、非常に的確な謝罪放送をしております、「こういう間違いを犯しました」ということを率直に述べているということもあります。

その調査の際に、実は美容師の件についても隠し録音されているということをフジテレビの側が自主的に調べてBPOに報告してきているというようなことがありました。しかもそういった経過を非常に詳しい研修用の冊子に作りまして、その中で「自分のことは自分で考えましょう」というスローガンで、何がよくて何がいけないのかということ自分で考えて判断する、そういう気風を作ろうとしている。

さらに、それにふさわしい具体的な事例と、その事例を考える際のヒントを盛り込んだ研修教材を作っているというようなことから言うと、自主的、自律的な是正という意味では非常に完璧に近い、今までわれわれがいろいろ見た中では、これほど立派な対応はなかなかないということで、結局総合的に勘案して、審議の対象とはしないということにしたのですが、放送倫理違反はあるので、その点はしっかり明らかにした委員長談話を出そうということにしたものです。

[BPO報告 115号]

4つの討議事案

○司会 それ以外に審議するかどうかを検討した討議事案が4件ありましたけれども、審議入りは見送りました。それはこの4件です。

NHK松山放送局『おはようえひめ』の不適切テ

ロップの送出、取材対象を十分確認せず誤映像を放送した熊本放送の『夕方いちばん』、iPS細胞心筋移植手術実施との誤報について、さらに尼崎事件の顔写真取り違い問題についてです。これらについてはどのような討議がされたのでしょうか。

●尼崎事件の顔写真取り違い問題について

○川端委員長 この中で、まず申し上げておきたいのは、尼崎の顔写真の取り違い問題ですね。これは全局が間違った写真を放送してしまったという事案で、しかも容疑者として報じられているわけですから、非常に重大な問題で、本来であれば、当然審議の対象として、「どうしてこういう間違いを全局行ったのか。それをこれから是正するためにどうすればいいのか」というようなことを述べるべき事案だと思われま

しかし、写真を間違えられた被害者の方が名乗り出たから間違いであるということが分かったのですが、各局はすべて個別に謝罪をして、さらにここが一番決定的なのですけれども、被害者の方は「これ以上この問題を取り上げてほしくない」ということを強く述べられたのです。それでわれわれとしても、これは人権侵害の事案ですから、被害者が「取り上げてほしくない」と言っているときに取り上げるのはどうかということで、取り上げなかったものです。

ただ、やはりこれは今の報道番組において事実の確認についてのレベルが落ちているということをある意味で象徴している事案ではないかなという気もしています。それで、どうして間違っただのかという報告を各局に求めたんですけれども、みなマニュアルで「容疑者写真については複数の関係者から確認を取ること」というのがあって、「複数の関係者から確認取って大丈夫だと思いました」ということでした。しかし、これは、19年前の集合写真による確認なんです。その中から1人だけ引き延ばした写真について19年前の彼女を知っている人が、19年後の今、この人ですと思いつけるのかという問題と、現在の彼女を知ってい

る人が19年前の彼女がこんな顔だったということ
を認識できるかという問題があるので、いくら複
数の関係者から確認取っても、それではだめだ
というふうに思わなければいけない、そういう事案
ですね。それを「複数の関係者から確認取ったか
らもう大丈夫だ。他局も報じている」というよう
な形で報じてしまうというのは、非常に問題です
ね。だから、1局ぐらい報じないところがあって
ほしかったなというのが正直な感想です。

●iPS細胞心筋移植手術実施との誤報につ いて

それからiPS細胞の心筋移植手術医師の誤報で
すけれども、これはまず、読売新聞が一面トップ
で大誤報したところから出発して、その
追っかけなんですけれども、日本テレビだけその
iPS細胞についての学会発表が真実であるという
ことを前提にほぼまる一日いろいろなニュースで
取り上げたことから、なぜ事実確認ができなかつ
たのかという報告を求めました。

でも、読売新聞のトップで出て、それを「とに
かくニューヨークで追っかけろ」という指示が
あって、当然時差はあって、日本国内の関係者に
その時間に確かめることはできないという状況の
下で、本人から聞いた内容を真実だと思い込んで、
放送してしまったのはある意味でしかたがないか、
情けないけどしかたがないかということ
ですね。

でも、教訓としては、やはり科学的な問題に対
する記者のリテラシーが低すぎるということがあ
るんですね。だから常識的に考えると「これ、お
かしい」と思えたのじゃないのかなというのが委
員会でもいろいろ言われたのです。一番大きい
のは、「このiPS細胞は、新しい方法で作りました」
というのが前提になっているんですね。実は現在
のiPS細胞はガン遺伝子を入れるということが非
常にいろんな意味でネックになっているのですか
ら、新しい方法で作れたということそれ自体が大
ニュースなはずなのに、それが内容の審査もない

ポスター展示で発表されているということに対し
て「変だな」と思わなきゃいけないと思うのですけ
れども。

それで、なぜそういうことになったのかという
ことを記者として突っ込むべきだったのではない
かとは思いますが、現在の記者の科学的な
ニュースに対するリテラシーを考えると、一応名
前のある研究者が騙しにかかったときに、騙され
ているのはしかたがないということで、審議の対
象としないということになったのです。

放送の使命の自覚を

○司会 放送倫理検証委員会の今年の1年を通じ
まして、ぜひお話になりたいことがありましたら
お願いいたします。

○川端委員長 実は放送倫理検証委員会は飲み水
の安全性の報道の問題が起こるまで、今年度は何
の事案もなかったんですね、新しい事案が。おと
しの9月、東海テレビの『ぴーかんテレビ』問題
に関連して4つの提言をしているのですけれども、
こちら側の希望的な観測としては、その提言を聞
いてもらえて、問題が起こらなくなったのかと喜
んでいたのですけれども、実はそうではなかつ
た。

しかも、起こった事案は今までの繰り返しの事
案、あるいは2000人の人が怒るといような事案
で、そういう意味ではちょっとがっかりしたとい
うところはあるのです。やはりもう一度あの提
言、4つあるのですけれども、「全社的に放送の使
命を話し合っほしい」とか「必要な人員と時間
を確保してほしい」とか「職場内で率直な意見交
換ができるような環境を作ってほしい」とか、あ
るいは「研修を実効的な、実効性のある方法でや
ってほしい」とか、この4つの提言をもう一度し
っかり受け止めてほしいと思います。

特にこの中で、今年度の事案に関連で言うと、放
送の使命というものをもう一度しっかり自覚する
機会を持ってほしいと思うんです。報道の事案で

は、真実を追求するために最善を尽くすという報道の使命を忘れていてから非常に安易な形でこれが事実だと思い込んだ報道がなされるのではないかとかですね、あるいは娯楽番組というのはいったい何のために放送されているのかということを考えてないから、視聴率稼ぎとしか思えないような、そういう手法で娯楽番組を作ってしまうというようなことがあるのではないかとことです。

われわれ委員会の方は、何をこれからするべきなのかということですが、これは実はこの放送倫理検証委員会が発足してから毎年の年次報告会で同じことを申し上げつづけているんです。われわれは放送事業者と一般社会の間に立って、表現者に自覚と反省を促すことによって公的権力による表現の内容の規制を避けながら、しかし視聴者に適正な放送が届けられるように実現するために努力しているわけで、言い換えれば、表現の自由を尊重しながら放送倫理を守る立場から、事実即した、ここが重要なんですけれども、事実即した意見を言いつづけるという役割を担っていると考えております。その努力は変わらず続けるつもりです。

そして、一言だけ付け加えますと、放送倫理検証委員会が発足して5年たったので、今までの委員会決定をすべてまとめた冊子を作りました。冒頭には放送倫理検証委員会がどういう形で運営されてきたかということ語ったインタビュー記事も載っております。これをぜひよく読んでいただきたい。われわれの言いたいことは、それぞれの意見書の細部に書かれていますので、ぜひご参照願いたいと思っております。

【質疑】

○司会 放送倫理検証委員会の今年度の活動報告は以上ですけれども、会場から何かご質問がありましたらお願いいたします。

○質問 関西テレビの杉本と申します。

後段で審議入りしなかった事案までも詳細なご

説明をいただきまして、誠にありがとうございます。そこで1点だけ審議入りせずの事案につきましてお尋ねしたいんですが、昨年10月、生活保護の不正受給の問題に関して検証委員会で取り上げてほしいという申し立てがございましたね。

一連の不正受給バッシング報道、むしろこれは報道番組よりも、情報番組でありますとか、情報バラエティーでありますとか、そういった番組でこのテーマが扱われたときに、不正受給ばかりではなくて、生活保護全般が不正受給まみれであるかのような不当な一般化と、それによって生活保護そのものが、社会的に必要ではある、必要ではあるけれども悪であるかのごとく、必要悪のごときニュアンスで放送されたという問題です。これについて倫理委員会でお取り扱いをいただきたいという申し入れについて、「審議入りせず」というご判断をいただきました。ちょっとその経緯をお教えいただきありがとうございます。

○川端委員長 まず最初に申し上げたいのは、放送倫理検証委員会は申立て権を誰かに与えるという制度を採っておりません。つまりいろいろな視聴者意見を含めると、膨大な数の申し出というか、苦情あるいは問題点の指摘が委員会に寄せられるわけですが、われわれはその中から取り上げるに値するもの、先程申し上げた表現の自由を守りつつ、しかし適正な放送を社会に届けるというわれわれの役割から見て、必要な事案を選ぶようにしております。ですから「これを審議してくれ」という申し出があってもそれ自体は審議するしないの判断には関わってこないというふうにご理解ください。

その上で申し上げますけれども、実は各局がある意味で同じように偏った報道をして、それは問題だというふうにご委員会でご考えて意見書を書いた事案があります。それが委員会決定第4号の光市母子殺害事件の差戻し控訴審に関する放送についての意見です。このときは裁判員裁判の施行を控えていたということもあって、ほとんどの放送局が刑事裁判における弁護人の役割というものをき

ちんと理解していないのではないかという疑問を感じたために、意見を書いたわけです。

今回の生活保護の問題については、われわれは相当膨大なその放送のビデオを拝見いたしました。それで確かに生活保護のその支給にいろいろ問題がある、生活保護の支給は必要悪であって、親族が支援できるときに、生活保護の申請をさせて支給していること自体がおかしいという方向に、トーンが偏っているという印象は受けましたけれども、それぞれの放送で、しかしその面だけを強調すると、本来生活保護を受けなければならない人が生活保護を受けられなくなる、そういうことに繋がる心配もあるという意見が、それぞれ

の番組できちんと押さえられてるのをわれわれとして確認しました。

番組について公平というのは、別に量的に、あるいは時間的に等しい時間を両方の意見に割くということが要求されているわけではないわけで、全体として見たときに、まったくバランスを欠いた放送になっていなければ、それはそれで一つのその局の主張として受け取るべきだろうというふうに思ったわけです。

そういう基準から見ると、問題にされた事案はすべてそういう意味で放送倫理違反ということにはなっていない、これは報道の自由の範囲内の番組であるということになりました。

新しい委員からの挨拶

○司会 BPOの各委員会にご退任される委員と、新しく委員になられる方々がいらっしゃいます。BPO各委員会の委員は放送事業者の役職員以外の有識者7名からなる評議員会により選出されます。

はじめに放送倫理検証委員会です。現在の放送倫理検証委員会は、川端委員長をはじめ男性8名、女性2名の合計10名の委員の皆さんで構成されています。

今年度でご退任される委員は5名です。吉岡忍委員長代行、石井彦壽委員、重松清委員、立花隆委員、服部孝章委員です。

次に新年度から委員になられる皆さんをご紹介します。

まず小出五郎さん。小出さんは元NHK科学番組のディレクター、そして解説委員で、現在科学ジャーナリストでいらっしゃいます。斎藤貴男さん、日本工業新聞や『週刊文春』の記者を経て現在フリーのジャーナリストでいらっしゃいます。渋谷秀樹さん、立教大学大学院法務研究科の教授

で、憲法学がご専門です。升味^{ますみ}佐江子さん、弁護士でいらっしゃって、著書に『ぼくは痴漢じゃない！ - 冤罪事件643日の記録 -』などがあります。森まゆみさん、作家でエッセイストでいらっしゃいます。地域雑誌『谷中・根津・千駄木』を創刊されました。2013年度の放送倫理検証委員会はこの5名の新委員をお迎えし、男性6名、女性4名の10名が進められます。

続きまして放送人権委員会です。放送人権委員



会は、現在、三宅委員長をはじめとする男性6名、女性3名の計9名で構成されています。

今年度で任期満了となり、ご退任される委員は1名です。山田健太委員です。

2013年度から委員となりますのは曾我部真裕さん。現在、京都大学大学院法学研究科の准教授で、憲法情報法がご専攻で4月から教授になられます。2013年度の放送人権委員会は曾我部さんをお新委員にお迎えし、男性6名、女性3名の9名で進められます。

最後に青少年委員会です。青少年委員会は、現在、汐見委員長をはじめとする男性5名、女性2名の計7名で構成されています。今年度のご退任及び新任はありません。2013年度も引き続きこの7名で進められます。

●検証委員会の5人の新委員

さて、新委員6名の皆さんのうち、本日は放送倫理検証委員会の新委員5名の皆さんにご出席いただいております。それでは新委員の皆さん、どうぞご登壇ください。

よろしければ最近のテレビ・ラジオで気になっていること、そして期待していることなどについて触れていただき、一言ご挨拶をどうぞお願いしたいと思います。

○小出 小出五郎と申します。よろしくお願ひいたします。



このお話がありましたときに、私は委員会の平均年齢を上げるために、番組向上より先にですね、平均年齢を上げるためになってしまうのではないかとということで、相当戸惑いを感じたわけですが、いろいろ考え直しまして引き受けることにいたしました。

3つぐらいの理由がございます。ひとつはです

ね、やはりテレビを見ている人たちというのは、どちらかといえば私と同じような世代以上の人たちが大変多い。そういう意味で、そういった人たちの視点というのを委員会の中に生かせるかなということが1点。それからもうひとつは私が育った時代というのは、日本の歴史を考えてもですね、最もリベラルな時代であったような気がします。それで倫理というのは、やはりリベラルな社会というのが基盤、そういう基盤があってこそ倫理などがちゃんと考えられるのではないかと。そういった意味でいいかなと。

そして3点目にはですね、やはり放送は、今まででもそうですけど、これから先もですね、やはり民主主義社会の基盤だと。そういった基盤の充実のために、倫理の視点というのはやはり大変重要なわけでありまして、そうした意味で多少お役に立てることがあるならばということでお引き受けいたしました。

最近の番組についてはいろいろございますけれども、それは追々これから何年かかけてやらなきゃいけないことなので、本日は省略いたしますが、よろしくお願ひいたします。

○斎藤 斎藤貴男と申します。

ずっと新聞、といっても、業界紙みたいなどころだったのですが、あるいは週刊誌とか活字の仕事ばかりしてきました。ただ、



最近いろいろ縁があつていろんな番組を見る機会が非常に増えたのですけれども、例えば四国のテレビ局でやっていたビキニ核実験の問題ですね、僕は第五福龍丸だけが被害に遭ったんじゃないかぐらいに勝手に思い込んでいたんですが、実は日本の船だけで800隻以上が被曝していた事実を明らかにするドキュメンタリーを放映された。東京に住んでいると全然分からないですね。

あるいは昨年だったかな、東日本大震災の復興にからめて、神戸ではどうだったのかと言ったら、非常に乱暴な街づくりが進められていて、にもかかわらずその反省もなく、東北でも同じようなことをしているという現実を、関西のやはりドキュメンタリー番組を拝見して、これまた自分の不勉強にがく然とさせられました。

自分自身は活字が好きで、今更また他のこともやりようもないんですけれども、テレビというもの、まあ問題点は幾らでも思いつくんですけれども、また凄さだとか可能性というのを最近つくづく思い知っているところです。

このお話をいただいて、非常に重大な仕事であり、責任を感じております。光栄だと思って頑張りたいと思っています。

今、委員長の方々のお話を聞いていて、何ていうんだろう、言葉はよくないですけど、非常におもしろいというか、結構間抜けな話もいろいろあって、そういう世界に、今までやったことのない仕事に関わることにワクワクしています。

ただ、自分自身は今まだ何ができるかもよく分からないので、最初のうちはちょっとおとなしくして、見極めた上でいろいろががんとやっていきたいと考えております。ありがとうございました。

○渋谷 「渋谷」と書いてシブタニと読みます。私は関西出身で、関西ではシブタニと読むのがむしろ一般的です。ただ、東京では必ずシブヤと間違われますが、



よろしく願います。

今、ご紹介にありましたが、立教大学のロースクールで憲法学を講じています。ロースクールでハウソウ倫理と言うと、ハウソウは弁護士さんなどの法律家を指し、ハウソウ倫理は、法曹倫理、つまりリーガル・エシックスになります。この機

構で問題とするのはこれとは違って、ブロードキャスティング・エシックス、つまり放送倫理となります。

いずれにしましても倫理は基準が難しいというのは同じです。われわれ法律家はきっちりとしたルールがあって、それに照らしてどうなるのかという判断は慣れてしています。これに対して倫理は難しいのですが、放送の重要性ということもこれまで書いてきたこともありますので、よく考えてできるだけことはしたいと思っています。

特に新聞等と、テレビなどの放送はよく対比されます。プリントメディアについては刑法上の規制はありますが、包括的な法律はありません。

これに対して放送に関しては電波法と放送法があって、両方とも罰則規定があり、きょういろいろ議論がありましたが、正確で客観的な放送とか、訂正放送の義務付けとかが規定されていて、さらにこれには罰則規定、つまり50万円以下の罰金というのがあります。

私が一番危惧しているのは、放送法等には、このように公権力の介入の糸口となる規定があることです。放送業界がきちんと仕事をしないと、公権力が介入してきて、放送内容に口出しするようになってしまう。そうならないためにこの機構があると私は理解していて、そのお役に立てればと思っています。一定の年齢に達すると、それなりの社会貢献しなければならないと思い、この仕事をお引き受けしました。

今後モラルとは何か、倫理とは何かを考えながら仕事をしていきたいと思っていますので、よろしく願います。

○升味 弁護士の升味佐江子と申します。

わが家にテレビが来たのは『チロリン村とくるみの木』の最終回で、



『ひょっこりひょうたん島』を第1回から見ました。それから祖母が関西の出身で東京に出てきて、多分関西弁が懐かしかったんでしょうね、『大正テレビ寄席』と『てなもんや三度笠』は毎週日曜日欠かさず見て、番組の終了まで本当に楽しみました。「あの頃の漫才は本当おもしろかったな」って、今でも思い出します。という世代です。

私も放送業界と今まで特に対決したこともなく、特に擁護する立場でもなく、一視聴者としてテレビ番組を見ていることのほうが多い生活をしてきました。原発事故の前からいろいろ考えるところはありましたけれども、やっぱりテレビの影響力というか、テレビの訴える力って本当に大きいものがあるなど、常々思っています。その空間が本当の意味で自由な言論の場であること、それから自由な発想の発露の場であることを確保するっていうのは、この社会をつくっているすべての人にとって掛けがえのないものですし、これから先の数年は更にもっとかけがえのないものになるのではないかと思います。

他の委員の皆さんのご挨拶も何かすごく元気な発言だったので、私も負けないように、テレビの自由な空間を守るために、これまでの委員会の蓄積の上に立って、少しでもお力になればと思います。よろしくお願いいたします。

○森 森まゆみです。今、升味さんのお話を聞いて、ほとんど同じ世代じゃないかと思って、私は『ヘッケルとジャッケル』という、カラスの出てくるマンガとか、『琴姫七変化』というのが何かすごく記憶に残っていますね。



私は地域雑誌『谷中・根津・千駄木』というのをほぼ四半世紀やって、30年ぐらい地域で文化財の保存と活用などをやりまして、放送局の方と協力

することもあれば、その取材のしかたに批判を持つこともあるという時間を過ごしてきましたけれども、私自身は小所低所、大所高所ではなくて、小所低所に徹して地域の人たちの生き死にを記録してきたのです。それから、そういう立場で「地方の時代」映像祭の審査を長くやってきまして、大変映像に興味を持ちまして、最近、自分でも映像を撮るようになったのですけれども、やっぱり筆で書くのは、舌先ではなくて、筆先で誤魔化せるけれど、映像っていうのは絵と音を録らないとどうしようもないんだなということがつくづく分かりました。それだけに大変な、ときには強引な手法も採ってしまいがちですけれども、そういうところも見ながら、やはり小所低所で暮らしをよくする放送というものが実現できるように協力して委員を務めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。